

第3回死因究明等推進計画検証等推進会議の資料に係る意見

会議日時 令和5年9月15日(金)10:00~12:00

氏名 今村 知明 (奈良県立医科大学)

1) 医学部内で法医学の重要性を今後も強調してもらいたいと思います。

文部科学省の「今後の医学教育の在り方に関する検討会」中間とりまとめ(案)のなかでも法医学の重要性について書かれています。

今回の死因究明等推進計画検証等推進会議でも、医学教育の今後の重要な分野の一つとして、医学部内で法医学の重要性を今後も強調してもらいたいと思います。具体的には、今後のとりまとめにおいて、働き方改革で法医学などの縮小に走らないようにすることと、社会的重要性に鑑みたポストの増設などの対応が必要である旨の記載をすることが望ましいと思います。

また、本会議から文部科学省「今後の医学教育の在り方に関する検討会」に向けて、検討会の最終報告書には法医学の重要性についてさらに少し踏み込んだ記載になるようにとの進言をしてほしいと思います。

参考:

文部科学省「今後の医学教育の在り方に関する検討会」(第5回)令和5年9月11日(月)開催

資料2 中間取りまとめ(案)

10 ページ 1-3.大学病院改革に向けた方策 (3)大学病院の財務・経営の改善 より

https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20230905_mxt_igaku-000031832_03.pdf

=====

○ 大学病院における増収減益の傾向を是正するためには様々な改革が求められるが、適切な診療の前提となる病理学や児童虐待の発見等で重要な**法医学**といった分野と密接に連携するなど、地域の中で大学病院以外では担うことが難しい役割・機能については、引き続き適切に確保するとともに、将来にわたって持続可能な方策を検討し続ける必要がある。

=====

2) 死亡診断書と死体検案書の区別のデータ化を進めてほしいと思います。

死亡診断書と死体検案書の区別がデータ化されていないため、ぜひデータ化をしてほしいと思います。

死亡診断書と死体検案書は、マニュアル上は区別されており、医師は医療管理下の死亡か、不明の死亡かを区別して書類を作成しています。

しかしながら、二重線で「死亡診断書」か「死体検案書」のどちらかを消すとの処理をするため、この事はデータにされていません。

「死亡診断書」か「死体検案書」かが入力されていると、検視したのか看取られて亡くなったかの実態が分かるため、在宅死が増えている原因も検視かどうか分かるはずです。せっかく書面上は区別して記載されているので、これをデータ入力して「死亡診断書」と「死体検案書」とをクロス集計して分析してもらいたいと思います。

参考:

令和5年度版死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル

https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/dl/manual_r05.pdf

死亡診断書 (死体検案書)			
この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。精書で、できるだけ詳しく書いてください。			
氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和 年 月 日 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください) 午前・午後 時 分
死亡したとき	令和 年 月 日	午前・午後 時 分	
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 (死亡したところの種別1~6)	番地 番 号	
	施設 の 名 称	()	

記入の注意

- 生年月日が平野の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。
- 夜の12時は「午前の時」、昼の12時は「午後の時」と書いてください。
- 「6老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。
- 死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

2 死亡診断書と死体検案書の使い分け

- 医師は、「自らの診療管理下にある患者が、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認める場合」には「**死亡診断書**」を、それ以外の場合には「**死体検案書**」を交付してください。
- 交付すべき書類が「**死亡診断書**」であるか「**死体検案書**」であるかを問わず、**異状を認める場合には、所轄警察署に届け出てください。**その際は、捜査機関による検視等の結果も踏まえた上で、死亡診断書もしくは死体検案書を交付してください。

(2) 標題の選択方法

標題の「死亡診断書(死体検案書)」は、**交付する書類により、もう一方を二重の横線で消します。**二重線で消す意味は、選択であり、署名の必要はありません。

(例) 死亡診断書 (死体検案書)